

【別紙2】指定管理に関する協定書

荒川区立南千住保育園の指定管理に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）とは、次のとおり、荒川区立南千住保育園（以下「本施設」という。）の指定管理に係る協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義が、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、質の高い保育サービスを提供し、入所児童、保護者等が安心して本施設を利用でき、もって児童が心豊かに過ごせる環境づくりを図ることにあると確認する。

（公共の責務）

第3条 乙は、荒川区立保育所条例（昭和40年荒川区条例第10号。以下「条例」という。）第2条に掲げた本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う指定管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、善良なる管理者の注意義務をもって、本業務を遂行し、常に利用者の利便性の向上に努めるものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「指定開始日」とは、本協定に定める指定期間の開始日をいう。
- (2) 「指定管理費」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価をいう。
- (3) 「事業計画書」とは、「荒川区立南千住保育園事業計画書」をいう。
- (4) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊、感染症等）、人災（戦争、テロリズム、暴動等）、法令変更及びその他甲又は乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (5) 「法令」とは、すべての法律、条例、規則、規程等をいう。

（財産の利用等）

第6条 乙は、保育所の施設、付帯設備及び備品等管理運営に要する甲の財産（区が賃借権を有する財産を含む。以下「管理運営用財産」という。）を無償で使用できるものとする。

2 乙は、管理運営用財産を使用する場合、善良なる管理者の注意をもって維持管理に努めなければならない。

3 乙は、管理運営用財産を本業務以外に使用し、又は第三者に使用させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

4 乙は、管理運営用財産の形態を変更してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 前四項の規定にかかわらず、乙は、管理運営用財産がき損、又は滅失したときは、甲に対し速やかに報告しなければならない。

6 乙は、管理運営用財産の取扱いについては、協定書別紙1「荒川区立南千住保育園の指定管理に関する協定書に伴う施設及び付属設備の管理に関する規程」及び協定書別紙2「荒川区立南千住保育園の指定管理に関する協定書に伴う物品取扱いに関する規程」を遵守しなければならない。

（指定期間）

第7条 指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

（本業務の範囲）

第8条 条例第6条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 入所児童の生活指導、保健衛生その他児童の処遇に関する業務
- (2) 施設、付属設備及び備品の管理保全（構造躯体に影響を及ぼさない修繕及び整備を含む。）に関する業務
- (3) 施設内の清潔の保持及び整頓その他環境整備に関する業務
- (4) 災害の防止に関する業務
- (5) 施設の管理運営等にかかる経理に関する業務
- (6) 特別保育事業に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

（甲が行う業務の範囲）

第9条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 管理施設の修繕業務（詳細については、第17条第1項に定めるとおりとする。）
- (2) 管理施設の備品の購入（詳細については、第23条第4項に定めるとおりとする。）

(業務実施条件)

第 10 条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、事業計画書に示すとおりとする。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第 11 条 甲又は乙が必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第 8 条で定めた本業務の範囲及び第 10 条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙が前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲及び業務実施条件の変更並びに変更に伴う指定管理費の改定等については、前項に基づく協議において決定するものとする。

第 3 章 本業務の実施

(本業務の実施)

第 12 条 乙は、法令及び本協定、並びに事業計画書に従って本業務を実施するものとする。

- 2 本協定及び事業計画書の中に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、事業計画書の順にその解釈を優先するものとする。
- 3 本業務の解釈にあたって、疑義が生じた場合は、甲と乙は誠意を持って協議するものとする。

(休園日及び開所時間、保育時間)

第 13 条 休園日は、条例第 7 条の規定に基づく日とする。

ただし、乙は、保守点検等、施設の安全性を確保するため休園が必要と判断したときは、甲に届け出の上、承認を受けなければならない。なお、甲が必要と認めた場合についてもこれを変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。

- 2 開所時間は、荒川区立保育所条例施行規則（昭和 57 年荒川区規則第 4 号。以下「規則」という。）第 2 条の規定に基づく時間とする。
- 3 保育時間は、規則第 3 条の規定に基づく時間とする。ただし、甲が必要と認めた場合及び乙が必要と認め甲が承認した場合はこの限りではない。

(業務開始準備)

第 14 条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 4 本条の規定は、本施設に係る指定開始日の前日まで指定管理者の指定を甲から受けていた者が、指定開始日以降も引き続き指定管理者の指定を甲から受ける場合は

適用しない。

(組織及び職員の配置)

第15条 指定管理期間中において、乙が組織体制等を変更する場合は、あらかじめ甲に報告するものとする。

- 2 乙は、本業務を実施するため、荒川区民間保育所設置認可等事務取扱要綱に定める職員配置基準等に基づき、入所児童数に対応する職員を配置しなければならない。
- 3 乙は、前項による職員の配置に不足が生じた場合は、速やかに補充しなければならない。
- 4 乙は、保育所の園長を任免しようとするときは、あらかじめ甲に届け出なければならない。
- 5 乙は、職員の配置及び勤務条件等に関する法令を遵守しなければならない。

(第三者による実施)

第16条 乙は、本業務のうち、次に掲げるものを除き第三者に委託してはならない。

- (1) 施設、付属設備及び備品の保守、点検及び検査業務
 - (2) 清掃及び警備業務
 - (3) その他甲が特に必要と認めた業務
- 2 乙は、前項に掲げる業務を第三者に委託する場合は、本協定の締結時に、甲が別途定める様式に基づき、書面により行わなければならない。なお、年度途中で甲の承諾を受ける場合は、必ず当該委託業務開始の前に行うものとする。
 - 3 本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。
 - 4 乙は、この契約から生じる権利を第三者に譲渡し、又は担保としてはならない。

(管理施設の修繕)

第17条 1件10万円を超える施設の修繕については、指定管理費又は積立金等の範囲で実施できる場合を除き、甲が実施するものとする。

- 2 前項により、乙が修理する場合は、事前に甲と協議するものとする。

(緊急時の対応)

第18条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態（以下「事故等」という。）が発生したときは、乙は、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係機関に対して事故等が発生した旨を通報し、及び報告しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合、乙は、甲と協力して事故等の原因調査にあたるものとする。
- 3 乙は、事故等の発生に備えて、あらかじめ計画等を整備しなければならない。

(災害時の措置等)

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、応急処置を講じ、甲に対し速やかにその状況を報告して指示を受けなければならない。

- (1) 非常災害その他の事故により、本業務の実施が困難となったとき、又はその恐

れがあるとき。

(2) 利用者に事故があったとき。

(3) 前2号のほか、保育所の管理運営に支障をきたすような事態が生じたとき、又はその恐れがあるとき。

(近隣住民への配慮・苦情への対応)

第20条 乙は、指定期間中、自己の責任及び費用において、本業務の遂行のために合理的に要求される範囲内において近隣住民に配慮した施設運営に努めなければならない。また、乙は、保育実施中に発生する騒音並びに施設から発生する騒音及び振動等の防止に努め、保育所周辺の環境保持のため、必要な対策を講じなければならない。

2 前項の規定に基づく対策の実施にあたり、乙は、あらかじめ甲に対し報告をするものとし、甲は、乙に対し合理的な範囲内において協力するものとする。

3 乙は、利用者等から苦情があったときは、誠実に対応するものとし、対応の結果について甲に報告するものとする。また、甲は乙に対し必要に応じ調査を行うことができる。

(守秘義務)

第21条 乙及び本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項をみだりに他人へ知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定期間が満了し、もしくは指定を取り消された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第22条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に基づき、業務の処理のために甲から提供された個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）並びに業務の処理の過程で取得した個人情報及び知り得た個人の秘密（以下、「個人情報等」という。）を保護するため、協定書別紙3の規定を順守しなければならない。ただし、個人情報等を取り扱うことのない場合はこの限りでない。

第4章 備品の取扱い

(甲による備品の貸与)

第23条 甲は、協定書別紙2に定める保全物品を、無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、保全物品を常に良好な状態に保つものとする。

3 保全物品が経年劣化等により本業務実施のために使用できなくなった場合、甲は、乙の申し出により、必要に応じて甲の負担で当該物品を購入又は調達するものとする。

4 1件10万円を超える備品の購入については、指定管理費又は積立金等の範囲で実施できる場合を除き甲が購入し、無償で乙に貸与するものとする。

- 5 前項の規定のうち、指定管理費又は積立金等の範囲で実施できる場合により乙が購入する場合は、事前に甲と協議するものとする。
- 6 乙は、保全物品を故意又は過失によって毀損滅失した場合は、甲との協議の上、乙の負担で当該物品と同等以上の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。
- 7 甲が貸与した保全物品に関し、指定期間が終了した際の取扱いは、第 46 条に定める。

(乙による備品の購入)

- 第 24 条 乙は協定書別紙 2 に定める購入物品を、本業務遂行のため必要と判断し、本業務の中で購入又は調達したものについては、本業務実施のために使用するものとする。
- 2 購入物品が経年劣化等による本業務実施のために使用できなくなった場合、乙は、本業務の中で当該物品を購入又は調達するものとする。
 - 3 乙は、第 1 項に定めるもののほか、甲の承認を得た上で、乙の任意に指定管理費以外の乙の費用で物品を購入又は調達し、本業務実施のために使用できるものとする。
 - 4 乙が購入又は調達した物品に関し、指定期間が終了した際の扱いは、第 46 条に定める。

第 5 章 経理に関する事項

(独立会計の原則)

- 第 25 条 乙は、施設ごとの会計を独立させ、管理することとする。

(会計処理)

- 第 26 条 乙は、指定管理費の執行に当たっては、収支計算書において専用の経理区分（以下、「保育所経理区分」という。）を設け、更に内訳として委託事業と自主事業を明確に区分して処理しなければならない。
- 2 乙は、協定締結後、速やかに保育所経理区分の予算書を甲に提出しなければならない。
 - 3 乙は、指定管理費の経理関係帳簿及びその他の書類を、当該会計年度終了後 5 年間保存しなければならない。
 - 4 乙は、指定管理費の管理に当たっては、安全かつ適正に行わなければならない。

(積立金等)

- 第 27 条 指定管理費については、荒川区立南千住保育園における保育サービスの充実のために使用することを基本とし、その経理基準については、「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育園に対する委託費の経理について」（平成 27 年 9 月 3 日、雇児発 0903 号第 6 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び府子本第 254 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）を準用する。

この場合、当該弾力運用の範囲については、乙が荒川区内で行う事業とする。

第6章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出)

第28条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに、本業務に係る翌年度の事業計画書及び予算書を提出し、甲の承認を得なければならない。

2 甲及び乙は、事業計画書及び予算書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(決算書及び事業報告書の提出)

第29条 乙は、保育所経理区分の決算書及び事業報告書を別途甲が指定する期日までに、甲に対し提出しなければならない。

2 乙は、甲が第47条又は49条に基づき年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 甲は、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対し、必要があると認めるときは、随時、書面による報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

4 乙は、その他甲が施設等の管理状況等を把握するために必要な事項を記載した報告書を甲が指定する期日までに提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の審査等)

第30条 甲は、前条の規定に基づく乙が提出した事業報告書を基に、乙が行う業務の実施状況及び施設等の管理状況等の審査を行うものとする。

2 甲は、前項の規定に基づく審査のほか、乙による業務実施状況等を審査することを目的として、随時、施設等へ立ち入り又は乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る収支状況等について説明を求めることができる。

3 甲は、前2項の審査の実施にあたっては、その一部を、専門知識を有する者により行わせることができる。

4 乙は、甲から第2項の審査等の申出を受けたときは、その申出に誠実に応じなければならない。ただし、合理的な理由がある場合はこの限りでない。

(甲による業務の改善勧告等)

第31条 甲は、前条の規定に基づく審査の結果、乙による業務実施が、法令、本協定及び事業計画書等甲が示した条件を満たしていないと判断した場合は、乙に対し必要に応じて、業務の改善に関する助言、指導及び勧告を行うものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく改善勧告等を受けた場合は、甲乙協議の上対応を決定する。

3 前項の協議によって必要と認められた場合は、乙は速やかに対応することとする。

(甲による実績評価)

第 32 条 甲は、毎年度終了後、第 30 条の審査等を踏まえて、乙の業務等に対する実績評価を行うものとする。実績評価においては、協定書別紙 4 に定める書類を提出すること。また、甲は、実績評価の結果等から必要があると認められる場合には、乙に対して速やかに業務内容の改善、是正等の措置を講ずるよう指示することができる。

(自己評価)

第 33 条 乙は、第 29 条の事業報告書において、本業務の遂行状況について自己評価を行うものとする。

第 7 章 指定管理費等

(指定管理費の支払)

第 34 条 甲は、本事業の実施に要する経費として、別表 1 の規定に基づき指定管理費を乙の請求により、乙に支払うものとする。

- 2 甲は乙に対し、令和 8 年度の指定管理費として別表●のとおり支払う。ただし、運営費については、公定価格単価表の単価及び項目によって積算しているため、今後、国の単価に変更があった場合は、変更して支払う。
- 3 本協定の締結後に、実施定員の増減、運営費の単価改定又は保育事業の内容変更等の事由により指定管理費に変更の必要が生じたときは、指定管理費の額を変更することができる。
- 4 指定管理費は乙の請求により、運営費については毎月支払うものとし、それ以外は随時支払うものとする。

(定員等)

第 35 条 年齢別の実施定員を次のとおりとする。

年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計(人)
定員	6 人	2 5 人	2 8 人	2 8 人	2 9 人	3 0 人	1 4 6 人

(保育事業)

第 36 条 乙は、特別保育事業として、次の事業を実施する。なお、実施の細目については、甲乙協議の上、決定する。

- (1) 延長保育事業
- (2) 生後 57 日目からの産休明け保育事業

(返還)

第 37 条 本協定書の全部又は一部について不履行があった場合、乙は、相当する金額を甲に対し速やかに返還しなければならない。

第8章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第38条 乙は、故意又は過失により管理運営用財産を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第39条 本業務の実施において、第三者に損害が生じた場合、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由によるときはこの限りではない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対し賠償したときは、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第40条 甲は、本業務の実施にあたり、火災保険に加入するものとする。

- 2 乙は、本業務の実施にあたり、施設賠償責任保険及び第三者賠償保険に加入するものとする。
- 3 乙は前項の規定により加入した保険証書の写しを甲に提出するものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第41条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力による費用等の負担)

第42条 乙に不可抗力に起因する損害、損失及び増加費用（以下「不可抗力による費用等」という。）が発生したときは、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項に基づく通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。
- 3 乙に不可抗力による費用等が発生したときは、当該費用については合理性の認められる範囲内で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。
- 4 甲に不可抗力による費用等が発生したときは、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第43条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められたときは、乙は、不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかったときは、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理費から減額することができるものとする。

第9章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第44条 乙は、指定期間の終了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 指定期間の終了に先立ち、甲が必要と認める場合は、乙に対して甲又は甲が指定する者による施設等の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第45条 乙は、指定期間の終了までに、指定開始日を基準として施設等を原状に回復し、甲に対して施設等を明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は、施設等の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して施設等を明け渡すことができるものとする。

(備品の取扱い)

第46条 指定期間の終了に際し、備品の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 保全物品及び購入物品については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぎがなければならない。
- (2) 乙が任意に指定管理費以外の乙の費用で購入又は調達した物品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第10章 指定期間満了以前の指定の取消し

(甲による指定の取消し)

第47条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 本業務の実施にあたり、不正行為があったとき
- (2) 本業務の実施にあたり、甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
- (3) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (4) 甲の申出に乙が誠実に対応しないとき
- (5) 乙が、公募要項等に定める応募資格を有しなくなったとき、又は指定期間中に応募資格を欠いたとき
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙が指定管理者として管理業務を継続することが適当でないとき甲が認めるとき

2 甲は、前項の規定に基づき、指定の取消しを行うときは、事前に理由を付して指定の取消しを乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定の取消しまでの猶予期間の設定
- (2) その他必要な事項

3 第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、甲は、指定管理費の全部又は一部を返還させることができるとともに、乙に発生した損害、損失や増加費用について、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

4 乙は、第1項の規定により甲が指定管理者の指定を取り消したときは、当該年度の指定業務に係る支出予定額の10分の1に相当する額を、違約金として、その請求を受けた日から30日以内に甲に支払うものとする。

5 前項の規定にかかわらず、現実甲に生じた損害額が前項各号の規定により算出した額を超えるときは、甲は乙に対してその分を損害賠償額として請求することができる。

6 第1項の規定により指定の取消し等を行った場合において、乙に発生した損害、損失や増加費用について、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第48条 乙は、次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
 - (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき
- 2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により甲が指定を取り消した場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。なお、賠償額は甲と乙が協議のうえ定める。

(不可抗力による指定の取消し)

第49条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は、指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項における取消しによって乙に発生する損害、損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第 50 条 第 44 条から第 46 条の規定は、第 47 条から第 49 条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はこの限りではない。

第 11 章 その他

(法令等の遵守)

第 51 条 乙は、本業務の実施にあたっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）、保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号）及びその他の関係法令等を遵守しなければならない。

- 2 乙は、前項のほか本協定書に基づく甲の指示に従うものとする。

(権利又は義務の譲渡の禁止)

第 52 条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(指定管理施設運営協議会の設置)

第 53 条 甲と乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図ることを目的に指定管理施設運営協議会を設置する。詳細については、荒川区指定管理者制度運用方針において定める。

(監査等への出席)

第 54 条 甲は、乙に対し本業務の実施に関連する事務に対する監査委員の監査又は外部監査及び各種会議（以下「監査等」という。）への出席並びに監査等に必要の関係書類の提出を求めることができるものとする。

(自主事業)

第 55 条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲内において、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなくてはならない。その際、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 甲と乙は、自主事業を実施するにあたり、別途の自主事業実施条件等を定めることができるものとする。

(本業務の実施に係る指定管理者の口座)

第 56 条 乙は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(区内業者の活用)

第 57 条 本業務の実施にあたっては、乙は極力区内業者の活用を図るものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第 58 条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承認及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

(協定の変更)

第 59 条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第 60 条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第 61 条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第 62 条 本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(暴力団等排除に関する特約事項)

第 63 条 暴力団等排除に関する特約条項については、協定書別紙 5 に定めるところによる。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和8年4月1日

甲 所在地 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区

荒川区長 西川 太一郎

乙 所在地

別表1（第34条関係）

- 1 甲は、指定管理費を、乙に支払うものとする。なお、電気・ガス・水道・電話の使用料は乙の負担とする。
- 2 指定管理費は、各年度の実施定員に基づき、国基準単価、荒川区保育所運営費等補助要綱及び荒川区私立保育所の入所児等に対する助成要綱に定める額と同等の額、その他甲が別に定める額とする。
- 3 指定管理費は、毎月10日までに請求があったものについて、甲は請求を受けた後20日以内に支払うものとする。ただし、甲と乙の合意がある場合は、この限りではない。

荒川区立南千住保育園の指定管理に関する協定に伴う
施設及び付属設備の管理に関する規程

(通則)

第1条 荒川区立南千住保育園の指定管理に関する協定(以下「協定書」という。)に伴う施設及び付属設備の管理事務に関しては、協定書に定めるものを除くほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定管理者

荒川区(以下「甲」という。)から指定管理者として指定された社会福祉法人等(以下「乙」という。)をいう。

(2) 施設及び付属設備

協定期間内に、甲が乙に管理させる施設及び付属設備(以下「施設等」という。)をいう。

(管理の原則)

第3条 乙は協定書及びこの規程に定めるところにより、善良な管理者の注意をもって、施設等の管理を行わなければならない。

(管理責任者の設置)

第4条 乙は、施設等の管理事務を適正に行うため、施設管理責任者を置かななければならない。

2 乙は、前項の規定に基づき、施設管理責任者を任命したときは、速やかに甲に施設管理責任者任命報告書(第1号様式)をもって、報告しなければならない。また、退職その他により、任命した職員に異動が合った場合も、同様とする。

(施設等の管理事務)

第5条 乙は、次の管理事務を行うものとする。

- (1) 施設等を良好な状態で維持及び保全(軽易な修繕及び整備を含む。)すること。
- (2) 境界標等の確認を行い、不法占拠の防止に努めること。
- (3) 施設の運営を円滑に行うため、常に施設等の数量、位置、使用状況等を把握しておくこと。
- (4) 火災、盗難その他災害の発生防止に努めること。

(報告義務)

第6条 乙は非常災害その他の事故により、施設等が毀損又は滅失したときは、直ちにその状況を甲に連絡し、その後速やかに下記事項を記載した報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 施設等の所在、種類及び数量
- (2) 事故の日時及び原因
- (3) 被害の程度
- (4) 保全又は復旧のためにとった応急措置

2 甲は前項の報告その他により、毀損又は滅失の事実を知ったときは、関係機関と協議の上、協定書の定めに従い、乙に指示するものとする。

(施設等の返還)

第7条 乙は協定期間の満了、その他協定書の定めによって、協定が満了したときは、施設等の数量等を照合し施設等引渡し書（第2号様式）により、甲に返還しなければならない。

（禁止事項）

第8条 乙は、管理している施設等について、次の各号に該当することを行ってはならない。ただし、あらかじめ書面により、甲の承認を受けたときはこの限りではない。

- （1） 施設等の構造、造作等を改変すること。
- （2） 施設等を当該施設運営の目的以外に使用すること。
- （3） 施設等を第三者に使用させること。

（検査）

第9条 甲はあらかじめ日時を定めて、施設等の管理事務及び使用状況について検査することができる。この場合において、乙は施設等管理責任者にその立会いをさせるものとする。

施設管理責任者任命報告書

年 月 日

施設名		
新	氏 名	
旧	氏 名	

年 月 日で、上記のとおり任命したので報告します。

荒 川 区 長 殿

指定管理者名
代表者氏名

印

施設等引渡し書

年 月 日

荒川区長 殿

施設名

指定管理者名

代表者氏名

印

協定期間の満了に伴い、現状確認の上、下記のとおり引き渡します。

記

名 称	面 積	構造等	数 量	備 考

荒川区立南千住保育園の指定管理に関する協定に伴う
物品取扱いに関する規程

(通則)

第1条 荒川区立南千住保育園の指定管理に関する協定(以下「協定書」という。)に伴う物品の管理事務に関しては、協定書に定めるものを除くほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定管理者

荒川区(以下「甲」という。)から指定管理者として指定された社会福祉法人等(以下「乙」という。)をいう。

(2) 保全物品

協定期間内に、甲が乙に対して使用させる物品をいう。

(3) 購入物品

協定書に定めるところにより、甲から支払われた、委託料で購入した物品をいう。

(4) 取得物品

協定期間内に贈与若しくは寄付又は拾得により取得した物品をいう。

(物品管理の原則)

第3条 乙は協定書及びこの規程に定めるところにより、善良な管理者の注意をもって、物品の管理を行わなければならない。

(物品管理責任者の設置)

第4条 乙は、物品の管理事務を適正に行うため、物品管理責任者を置かななければならない。

2 乙は、前項の規定に基づき、物品管理責任者を任命したときは、速やかに甲に物品管理責任者任命報告書(第1号様式)をもって、報告しなければならない。また、退職その他により、任命した職員に異動が合った場合も、同様とする。

(物品の管理事務)

第5条 乙は、保全物品について、保全物品整理簿(第2号様式)を備え、常に数量、使用場所、使用状況等の把握に努めなければならない。

また、乙は固有の物品との区分を明確にするため、シールその他の方法で表示しなければならない。

(使用不適品の報告)

第6条 乙は、保全物品のうち、本来の用途に供することができないと認められるものがあるときは、使用不適報告書(第3号様式)により、甲に報告し甲の指示があるまで当該物品を適正に保管しなければならない。

(亡失及び損傷の報告)

第7条 乙は、保全物品について、亡失及び損傷があったときは、ただちに保全物品亡失損傷報告書(第4号様式)を作成し甲に報告しなければならない。

2 甲は前項の報告その他により、亡失または損傷の事実を知ったときは関係機関と協議のうえ、協定書の定めに従い、乙に指示するものとする。

(物品の返還)

第8条 乙は協定期間の満了、その他協定書の定めによって、協定が満了したときは、保全物品の数量等を照合し物品現在高調書兼物品引渡書（第5号様式）により、甲に返還しなければならない。

2 乙は協定期間中に取得した購入物品についても前項に準じて甲に返還しなければならない。この場合、物品現在高調書兼物品引渡書に記載する物品は甲の特段の指示がない限り、荒川区物品管理規則第6条に規定する「備品」とする。

(禁止事項)

第9条 乙は、保全物品について、甲の書面による承諾がない限り、次の各号に該当することを行ってはならない。

- (1) 他の用途に使用又は廃棄すること。
- (2) 加工、改良等を加えること。
- (3) 第三者に貸与または譲渡すること。

(検査)

第10条 甲はあらかじめ日時を定めて、物品の管理事務及び使用状況について検査することができる。この場合において、乙は施設等管理責任者にその立会いをさせるものとする。

物品管理責任者任命報告書

年 月 日

施設名		
新	氏 名	
旧	氏 名	

年 月 日で、上記のとおり任命したので報告します。

荒 川 区 長 殿

指定管理者名
代表者氏名

印

【作業責任者・作業従事者に係る規定】

- 1 受託者は、その従業者（派遣労働者を含む。以下同じ。）の中から個人情報等を取り扱う業務に係る作業責任者及び作業従事者を定め、文書により委託者に届け出なければならない。
- 2 受託者は、作業責任者を変更する場合は、事前に文書により委託者に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 受託者は、作業従事者を変更する場合は、事前に文書により委託者に届け出なければならない。
- 4 受託者は、1の作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関して誓約させなければならない。
- 5 受託者は、4により作業責任者及び作業従事者から秘密保持に関する誓約書を徴取した場合（委託者と協議し、誓約書の写し以外の提出をもって確認をする場合を除く。）は、その写しを委託者に提出し、確認を受けなければならない。
- 6 受託者は、その従業者を1の作業責任者又は作業従事者とするに当たっては、個人情報等の適正な取扱いが確保されるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 7 受託者は、個人情報等の適正な取扱いの確保のため、1の作業責任者及び作業従事者に対し、必要な教育、研修等を実施しなければならない。

【作業場所に係る規定】

- 8 受託者は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、委託業務の着手前に書面により委託者に届け出なければならない。
- 9 受託者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 10 受託者は、8により委託者に届け出た作業場所（委託者に作業場所の変更を申請し、その承認を得た場合にあつては、当該変更後の作業場所）から個人情報等を持ち出してはならない。

【秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等に係る規定】

- 11 受託者は、個人情報等の内容を第三者に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。
- 12 受託者は、個人情報等について、委託者が個人情報の保護に関する法律第61条第1項の規定により特定した利用目的（特に明示がない場合は本委託業務の目的）以外の目的で使用してはならない。
- 13 受託者は、委託者が指定した項目以外の個人情報等を取得してはならない。

【複製等の制限に係る規定】

- 14 受託者は、委託業務の処理以外の目的で個人情報等を複製してはならない。
- 15 受託者は、委託業務の処理のために個人情報等を複製する場合は、個人情報等の複製を必要最小限に限定しなければならない。

【善管注意義務に係る規定】

- 16 受託者は、個人情報等の取扱いにあつては、善良な管理者の注意をもって当たり、作業責任者の配置、保管場所の限定、保管庫の施錠その他の個人情報等の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）を防止するために必要な措置を講じなければならない。

【個人情報の授受に係る規定】

- 17 受託者は、委託業務の処理のために個人情報等を授受する場合は、個人情報等の漏えい等を防止するため、パスワード等を使用して権限を識別する機能を設定する等の必要な措置を講じなければならない。

【システム処理する場合の対策に係る規定】

18 受託者は、個人情報等を取り扱う業務について、電子計算機により処理をする場合は、不正アクセス、コンピューターウイルス等による個人情報等の盗用、破壊、漏えい、改ざん等に対する防御機能を装備した電子計算機を使用しなければならない。

【再委託に係る規定】

19 受託者は、個人情報等を取り扱う業務の処理を第三者に再委託してはならない。ただし、一部の業務について、やむを得ず再委託する必要があるときは、委託者の承認を受けた上で、委託者が受託者に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を、当該業務を実施する者においても講ずるよう、当該再委託を受託する者（以下「再受託者」という。）との委託契約において定め、かつ、当該業務を実施する者の名称、業務の内容及び履行場所を委託者に報告しなければならない。

【報告、実地検査等に係る規定】

20 受託者は、個人情報等を取り扱う業務に係る契約内容の遵守状況について、定期的に、委託者に報告をしなければならない。

21 委託者は、個人情報等の漏えい等その他個人の権利利益を害するおそれのある事案の発生を認識した場合その他特に必要がある場合（作業場所の受託者以外の者の立入を禁止している場合等であって、実地検査の方法について委託者と協議し、その承認を得たときを除く。）は、個人情報等の管理の状況について実地検査をすることができ、受託者はこれに応じなければならない。

【返還及び消去等に係る規定】

22 受託者は、委託業務が終了し、又はその契約が解除されたときは、個人情報等が記録されている媒体（その複製を含む。）を速やかに返還し、又は個人情報等の復元若しくは判読が不可能な方法（個人情報等を取り扱う業務において外部サービスを利用している場合にあっては、委託者と協議し、その承認を得た方法）により、当該個人情報等の消去若しくは当該個人情報等が記録されている媒体の廃棄をしなければならない。

【漏えい等事案発生時の対応に係る規定】

23 受託者は、個人情報等の漏えい等その他個人の権利利益を害するおそれのある事案の発生を認識した場合には、受託者の監督が及ぶ範囲において、その責任を負うものとし、速やかに委託者に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報等により識別されることとなる特定の個人をいう。）への対応等について報告しなければならない。この場合において、委託者から更なる報告を求められ、又は何らかの措置若しくは対応の指示を受けたときは、受託者は当該報告をし、又は当該指示に従うものとする。

上記のうち、5・18の項目については電子計算機により処理するものに関する保護措置である。

(協定書別紙4) 審査資料一覧

過年度報告書

区分	提出資料
事業内容	・事業報告書
会計・法人決算	・施設決算書 ・法人決算書 ・科目別内訳表(委託料、租税公課、経理区分間繰入金支出)
労務関係	・人員配置計画 ・組織図 ・労働者名簿 ・雇用契約書等の写し(全職員) ・資格証明書の写し(全職員) ・職員勤務状況 ・賃金台帳一覧の写し ・36協定の写し ・健康診断受診有無の記録 ・法人就業規則の表紙
管理業務関係	・利用状況報告書 ・施設点検報告書
施設運営	・利用者満足度調査結果報告書 ・事故、苦情(要望)報告書 ・自己評価表
危機管理	・消防計画書の写し ・緊急時対応訓練の記録

次年度計画書

区分	提出資料
事業内容	・年度当初事業計画
会計・法人決算	・予算書
管理業務関係	・委託届
労務関係	・人員配置計画 ・労働者名簿 ・資格証明書の写し(全職員)
危機管理	・組織図 ・消防計画

(協定書別紙5) 第63条関係

(暴力団等排除に係る協定の解除)

第1条 甲は、乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者をいう。以下同じ)が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除するものとする。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 法人の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下同じ)若しくは使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員および暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であるとき、又は暴力団員等が乙の経営に事実上参加していると認められるとき。
 - (2) 法人の役員等が、自社、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
 - (3) 法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、直接又は間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。
 - (4) 法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - (5) 法人の役員等が、下請負契約、資材・原材料の購入又はその他の契約に当たり、その契約相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- 2 前項の規定により協定が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責を負わない。
 - 3 第1項各号に該当する疑義が乙に生じた場合は、甲は警視庁と該当の可否に関する情報の交換を行うことができる。
 - 4 前各項に定めるもののほか協定の解除に伴う措置等については、協定書の関係規定を準用するものとする。

(下請負等の禁止)

第2条 乙は、指定管理業務の履行に当たり、荒川区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年9月30日付23荒管経第1220号)第3条に基づく入札参加除外措置を受けている者(以下「入札参加除外者」という。)又は荒川区(以下「区」という。)の入札参加資格を有する者以外の者で区の契約から排除するよう警視庁から要請があった者(以下「排除要請者」という。)にこの契約の一部を下請負(二次以降の下請負を含む。以下同じ)をさせ、若しくは委託を行ってはならない。また、乙はこの契約の下請負もしくは受託をさせた者(以下「下請負人等」という。)が契約履行期間中に入札参加除外措置を受けた場合は、速やかに当該契約の解除をしなければならない。

- 2 乙が、入札参加除外者又は排除要請者のうち、要綱別表第1号に該当する者をこの契約の下請負人等としていた場合は、甲は乙に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めることができる。
- 3 前2項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。
- 4 甲は、第2項にする契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、甲が発注する契約等から排除する措置を講ずることができる。

(不当介入に関する通報報告)

第3条 乙は、指定管理業務の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から履行妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求(以下「不当介入等」という。)を受けた場合(下請負人等が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、毅然として拒否し、遅滞なく甲への報告及び所轄警察署への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、書面にて甲及び管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。
- 3 乙は、下請負人等が不当介入を受けた場合は、毅然として拒否し、遅滞なく乙に対して報告するよう当該下請負人等に指導しなければならない。また、下請負人等から報告を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- 4 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、甲が発注する契約等から排除する措置を講ずることができる。